

指定廃棄物の処理に関する県民の理解の促進について

1. これまでの取組について

1) 環境省ホームページを通じた理解の促進

- ・ 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明
- ・ 特に栃木県民に取組状況を紹介するため、H26.5 には環境省ホームページ内に独立した特設ページを開設



- ・ 詳細調査を行う候補地が所在する地元からいただいたご質問に対する環境省の考え方をすべて掲載するなど、県民の理解促進のためのコンテンツを随時更新中



2) 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じた理解の促進

- 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



- 栃木県と共同で、指定廃棄物について県民のご理解とご協力をお願いするための「大切なお知らせ」を作成し、新聞折り込みにて、栃木県内各戸へ配布。(平成 25 年 8 月)



3) 新聞広報を通じた理解の促進

- 一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告によりお知らせ（これまでに計11回栃木県内の新聞に掲載）

- 平成25年12月7日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）指定廃棄物の早急な処理の必要性について

指定廃棄物の早急な処理が必要です。

環境省

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に処理することが必要です。国が責任をもって県内に処分施設等を建設し、分散保管されている指定廃棄物を集約して安全に処理を行いますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

発生経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰や下水汚泥、雑わらわらいなどに行き渡りました。そのうち、放射性物質を一定濃度を超えて含むものについては、処理に当たって配慮が必要のため、国の責任のもと、適切な方法で処分することとなりました。

処理の必要性

栃木県においては、このような廃棄物が県内各所に分散して一時保管されています。保管場所がひび割れていることに加え、長期には自然崩壊なども心配されることから、処分施設等を県内に1か所設置し、安全に集約して処分する必要があります。被害が発生している指定廃棄物を持ち込みに処分することはありません。

施設の安全性

指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検路を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。これら対策により、放射性物質が外に漏れ出すことを防止します。さらに、自然崩壊にわたって、国が維持管理・点検することにより、周辺住民の方々への健康に対する影響が生じないようにします。

処分に向けた取組みについて

国は、市町村長会議を開催するなど、地元のご意見や意向を十分に踏まえ、処分施設等を設置する候補地の選定手法の決定に向けて取り組んでいます。

指定廃棄物とは…… 放射性物質がこの地域、下水汚泥、雑わらわらいなど一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・混入し、健康などが懸念された廃棄物のことです。これは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

分散して保管されている指定廃棄物がなくなります。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)

- 平成26年1月11日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）栃木県における処分施設候補地の選定手法について

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

環境省

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。平成25年12月に栃木県における処分施設候補地の選定手法が決まりました。国が責任を持って候補地選定を進めますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

発生経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰や下水汚泥、雑わらわらいなどに行き渡りました。そのうち、放射性物質を一定濃度を超えて含むものについては、処理に当たって配慮が必要のため、国の責任のもと、適切な方法で処分することとなりました。

処理の必要性

栃木県においては、このような廃棄物が県内各所に分散して一時保管されています。保管場所がひび割れていることに加え、長期には自然崩壊なども心配されることから、処分施設等を県内に1か所設置し、安全に集約して処分する必要があります。被害が発生している指定廃棄物を持ち込みに処分することはありません。

施設の安全性

指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検路を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。これら対策により、放射性物質が外に漏れ出すことを防止します。さらに、自然崩壊にわたって、国が維持管理・点検することにより、周辺住民の方々への健康に対する影響が生じないようにします。

指定廃棄物とは…… 放射性物質がこの地域、下水汚泥、雑わらわらいなど一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・混入し、健康などが懸念された廃棄物のことです。これは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

栃木県における処分施設候補地の選定手法

また、安全等の観点から避けるべき地域を除外します。次に、利用可能な国有地・公有地の中から、必要措置が確保可能な土地を抽出し、このうち、安心等の地域の確保がより進められやすい土地を選定します。その上で、詳細な調査を行い安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地1か所を提示します。

安全等の観点から避けるべき地域を除外

安全な処分が必要であるため、自然災害のおそれがある地域を除外するとともに、自然のなかのものが、貴重な自然環境の保全や生態系の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外。

安心等の観点からより得られやすい土地を選定

利用可能な国有地・公有地の中から必要な整備を確保できるながら安全な土地を抽出し、抽出された土地の中から、国が調査・市町村長会議を踏まえて決定した、安心等の4つの観点により評価を行い、絞り込み。

1. 自然環境との距離
2. 人口密度
3. 自然環境
4. 指定廃棄物の保管状況

最終的な候補地を提示

モニタリングポスト、地盤・地質に関する詳細な調査など安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地を提示し、地元の方々に丁寧に説明していきます。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)

・平成26年3月26日～3月30日（下野：朝刊）

計5回にわたって連載広告を実施

①指定廃棄物に関する基礎情報について

②指定廃棄物の処理の流れについて

指定廃棄物のいまとこれから 第1回 指定廃棄物とは？

Q & A

Q 現状の一時保管による周辺環境への影響はないのですか？

A 指定廃棄物は大きな核や骨髄を収納して放射線を出さないように保管されています。さらに、空気を浄化する装置も設置し、周辺への影響がないことを確認しています。ただし、長期には自然災害などの心配もあり、早期に安全な方法で処理することが課題になっています。

Q 安全に処理されるのですか？

A 法律に基づき、廃棄物の性状に応じて放射線量の測定・安定化を行ったうえで埋没処分し、長期に亘って管理します。施設の数や場所での年間追加放射線量が1ミリシーベルト以下になるよう管理を徹底します。

ごみ焼却灰などに放射性物質が付着

電力発電の事故発生に伴って排出される放射性物質は、ごみ焼却灰などに付着し、焼却灰が風を飛ばすことで周辺に拡散し、雨や地下水を通じて土壌や植物に付着する恐れがあります。放射性物質は、ごみ焼却灰に付着し、ごみ焼却灰が風を飛ばすことで周辺に拡散し、雨や地下水を通じて土壌や植物に付着する恐れがあります。

環境省 福島 024-523-5391 (※30～17:15土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (※9:30～18:15土日祝除く)
【ホームページURL】http://shitehaiki.env.go.jp/

指定廃棄物のいまとこれから 第2回 指定廃棄物の処理の流れ

Q & A

Q 指定廃棄物を燃やす時、放射性セシウムは飛散しないのですか？

A 放射性セシウムは、高性能の排ガス処理装置（バグフィルタ）でほぼ完全に除去できます。また、燃焼炉の温度を適切に調整することで、放射性セシウムは微粒子状の状態で燃焼炉内に滞留し、排ガスと一緒に排出されません。

Q 運転時に指定廃棄物の飛散や漏出はありますか？

A 指定廃棄物の種類に応じて、適切な対策を講じます。また、道路沿線の方の安全を確保するため、遮断した時間帯や通学時間帯をできるだけ避けるなどの対策を講じます。

一時保管から処分施設での管理へ

指定廃棄物の処分施設は、放射性物質の飛散や漏出を防ぐために、厳格な安全管理がとられています。また、放射性物質の飛散や漏出を防ぐために、厳格な安全管理がとられています。

環境省 福島 024-523-5391 (※30～17:15土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (※9:30～18:15土日祝除く)
【ホームページURL】http://shitehaiki.env.go.jp/

③指定廃棄物の処理の方法について

④指定廃棄物の一時保管の現状について

指定廃棄物のいまとこれから 第3回 指定廃棄物の処理の方法

Q & A

Q なぜ焼却などの減容が必要なのですか？

A 可燃性の指定廃棄物は、そのままにしておくと腐敗するおそれがあり、安定した状態で処分するため焼却を行います。焼却後の灰は、放射線量を測定し、安全な方法で処分します。

Q バグフィルタとはどのようなものですか？

A 焼却炉の排ガスを放出する前に、排ガス中の微粒子を除去する装置です。排ガス中の微粒子の大きさは数ナノメートルから数十マイクロメートル程度で、バグフィルタは0.1マイクロメートルレベルまでの微粒子を除去可能です。

可燃物は焼却などによって安定化

指定廃棄物の中には、可燃物や有機物などがあります。これらは焼却によって安定化し、放射線量を測定し、安全な方法で処分します。

環境省 福島 024-523-5391 (※30～17:15土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (※9:30～18:15土日祝除く)
【ホームページURL】http://shitehaiki.env.go.jp/

指定廃棄物のいまとこれから 第4回 ルポ・県内の指定廃棄物の現状

Q & A

Q 一時保管はどのような方法で行われていますか？

A 県内の指定廃棄物処分施設では、焼却灰をプラスチックコンテナなどの丈夫な容器に保管しています。また、放射線量を測定し、安全な方法で処分します。

Q 県内にはどれくらいの指定廃棄物が一時保管されているのですか？

A 平成25年12月末で、約1万4000立方メートルの指定廃棄物が一時保管されています。これは、福島県内に多いとされています。長期には自然災害などの心配もあり、早期に安全な方法で処理することが必要です。

限界に近づいている一時保管施設

指定廃棄物の一時保管施設は、放射性物質の飛散や漏出を防ぐために、厳格な安全管理がとられています。また、放射性物質の飛散や漏出を防ぐために、厳格な安全管理がとられています。

環境省 福島 024-523-5391 (※30～17:15土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (※9:30～18:15土日祝除く)
【ホームページURL】http://shitehaiki.env.go.jp/

⑤処分施設の安全性について

指定廃棄物のいまとこれから 第5回 指定廃棄物処分施設の安全性

Q & A

Q 埋立終了後の処分施設の管理は誰が行うのですか？

A 放射性物質汚染対処特措法に基づいて、指定廃棄物の処理は国が行います。また、埋立終了後の処分施設の管理についても、国が責任を持って行い、周辺住民への影響が生じないようにします。

Q 埋め立てられた指定廃棄物はどのような状態になりますか？

A 放射性物質は一定の時間が経過すると次第に放射線量を出さない物質に変化していく性質があります。埋め立てられた指定廃棄物も、処分施設でしっかりと管理している間に放射線量が著実に減衰していきます。

地下施設に埋め立て長期管理

指定廃棄物は、地下施設に埋め立てられ、長期に亘って管理されます。地下施設は、放射性物質の飛散や漏出を防ぐために、厳格な安全管理がとられています。

環境省 福島 024-523-5391 (※30～17:15土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (※9:30～18:15土日祝除く)
【ホームページURL】http://shitehaiki.env.go.jp/

・平成26年6月27日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）
 指定廃棄物の早急な処理の必要性について

広告 安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を 環境省
 環境省からのご案内です

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地など(約170カ所)で一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している竜巻などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任をもって指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定廃棄物とは

日常生活で排出されたごみの焼却灰や燃やさない型などに放射性物質が付着し、一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超えて含まれているもので、環境大臣が指定した廃棄物のことです。栃木県では現在約14,000トンの指定廃棄物が発生しています。県民の皆さまの長期的な安全を確保するため、放射性物質汚染対処法に基づき、国の責任のもと、適切な方法で処理します。

指定廃棄物の種類

焼却灰、下水汚泥、農林業汚染廃物(腐わら)、農林業汚染廃物(たいね)

指定廃棄物の放射能レベル

指定廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません。原子力施設で発生した廃棄物を、コンクリート構造で遮蔽された施設で処分(コンクリートビッド処分)する場合は、放射性セシウムで1キログラム当たり1,000ベクレルまで処分が可能とされており、この上限値と指定廃棄物(8,000ベクレル〜10万ベクレル程度)を比較すると約100万分の1以下と、はるかに小さい数値になります。

指定廃棄物の放射能レベル (8,000〜10万ベクレル/kg程度) << 約100万分の1 << 原子力施設で発生した放射性廃棄物 (イメージ) 1,000ベクレル/kg

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> 本件に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30〜18:15 土日祝除く)

・平成26年7月28日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）
 指定廃棄物の一時保管の現状及び処分場の必要性について

安心・安全確保のため、指定廃棄物の早急な処理を。 環境省
 環境省からのご案内です

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している竜巻などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今は安全に一時保管されていますが...

- 保管が長期化
保管の長期化により、保管者に負担がかかっています。
- 自然災害が懸念
竜巻や台風などの自然災害による飛散や流出が懸念されます。
- 県内各地に分散して保管
県内の約170カ所まで保管されています。

長期にわたる安全・安心を確保するために、処分場が必要です。

- 外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造です。
二層のコンクリートで遮蔽し、管理設備を設けるなど廃棄物の封鎖を厳しくすることで、放射性物質の漏出を防止します。また、放射性セシウムを吸着する性質を持つ土壌などを充てんすることで、放射線を遮へいします。
- 長期にわたり国が点検・維持管理を行います。
管理設備を点検し、自然によりコンクリートの健全性を点検します。また、地下水のモニタリングや空気放射線等の測定を行い、安全・安心の確保に万全を尽くします。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> この広告・指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30〜18:15 土日祝除く)

・平成26年8月20日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊[モノクロ]、毎日：朝刊、産経：朝刊）

栃木県内で処分する指定廃棄物について

東日本大震災以降、処分できない廃棄物を県内各地の約170カ所で保管していただいています。 環境省

東日本大震災以降、栃木県内では放射性物質が付着した一部の牧草やごみ焼却灰などの処理が進まなくなりました。これらの廃棄物は、農家の庭先やごみ焼却施設など県内各地の約170カ所で一時的に保管していただいています。これらは、保管の長期化による保管者の方々のご負担や、近年頻発している竜巻などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。環境省では、県民の皆さまの安全を確保するためにも、これらの栃木県内の廃棄物を県内1カ所に集約して、責任を持って処理を進めます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

栃木県内で処分する廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません!

栃木県内で処分する廃棄物は、東日本大震災の直後、飛散した放射性物質が皆さまの日常生活で排出されたごみの焼却灰や牧草などに付着したものです。原子力施設から発生した使用済み核燃料などの放射性廃棄物とは全く違います。

栃木県内で処分する廃棄物 (約100万分の1) << 約1,000ベクレル/kg (放射性セシウム) << 原子力施設で発生した放射性廃棄物 (イメージ) 1,000ベクレル/kg (放射性セシウム) << 1,000ベクレル/kg (放射性セシウム) (コンクリートビッド処分の廃棄物) << 1,000ベクレル/kg (放射性セシウム) (イメージ)

栃木県内の廃棄物を処分する施設です! 他県から持ち込むことは絶対にありません。

- 水の出入りのない構造です。
壁の中は放射線を遮蔽し、厚いコンクリートで水を通さず、雨水や地下水の浸入を防止します。また、コンクリート二層構造することで外部への漏出を防止します。さらに、管理設備を設け、自然により放射線を遮へいします。
- 外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造です。
土木設備に付着した放射性物質を二層のコンクリートの壁で囲むなど廃棄物の封鎖を厳しくすることで、放射性物質の漏出を防止します。また、放射性セシウムを吸着する性質を持つ土壌などを充てんすることで、放射線を遮へいします。
- 長期にわたり国が点検・維持管理を行います。
管理設備を点検し、自然によりコンクリートの健全性を点検します。また、地下水のモニタリングや空気放射線等の測定を行い、結果を公表することで安全・安心の確保に万全を尽くします。

環境省ホームページ(指定廃棄物処理情報サイト) <http://shiteihaiki.env.go.jp/> 本件に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30〜18:15 土日祝除く)

・平成26年10月31日（下野：朝刊）

指定廃棄物の一時保管の長期化の解決について

環境省からのお知らせです。

指定廃棄物の一時保管の長期化を解決したいと考えています。

栃木県では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内の約170カ所で一時保管されています。現在はシートや土のうなどで遮へいすることにより管理していますが、長期的には竜巻など自然災害の心配もあり、できるだけ早期に安全な施設で処理することが課題となっています。

一時保管の状況

処理施設

監視ポイント

放射線計測

モニタリングポスト

より安全な施設で処理し、管理を徹底します。

指定廃棄物の埋立中は、廃棄物を埋立てる際にその上を土層で覆うなど、敷地境界での放射線量が年間1ミリシーベルトを下回るようにします。また、埋立終了後には、処理施設の土壌をコンクリート製構造物で覆い、さらにその上を土層で覆い、万が一にも影響することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

栃木県内の指定廃棄物については、国が責任をもって県内1カ所に処理施設等を設置し、安全に処理を行います。このため、候補地において、まずは詳細調査を実施したいと考えています。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

指定廃棄物とは

平成23年3月の東電福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で排出される廃棄物や排水などに蓄積し、生活排水処理施設から産業廃棄物が発生しました。これらの汚染された廃棄物や排水は放射線量が低く、一般の廃棄物と同様の方法で処分されています。一定限度を超えれば放射性物質を含む廃棄物として、処理に当たって配慮が必要なため、これら指定廃棄物として、国が責任をもって適切な方法で処分することになりました。

栃木県内で処理する廃棄物は原子力施設で発生する使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います！

栃木県内で処理する廃棄物は、東日本震災の事故、廃した放射性物質が日常生活で排出されたごみの焼却灰や排水などに付着したものです。原子力発電から発生した使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います。

Q & A

Q1 指定廃棄物の一時保管による周辺環境への影響はないですか？

A1 指定廃棄物は、丈夫な袋（フレキシブルコンテナなど）に密封し、放射線計測機で放射線量を測定し、年間放射線量が1ミリシーベルトを下回るように保管されています。さらに、空間放射線量も測定し、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

Q2 処理施設からの放射線による健康影響はないですか？

A2 埋立中は、廃棄物を埋立てる際にその上を土層で覆うなど敷地境界での放射線量が年間1ミリシーベルトを下回るようにします。また、埋立終了後には、処理施設の土壌をコンクリート製構造物で覆い、さらにその上を土層で覆い、万が一にも影響することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

放射線物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日除く)

（読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）

環境省からのお知らせです。

指定廃棄物の一時保管の長期化を解決したいと考えています。

栃木県では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内の約170カ所で一時保管されています。現在はシートや土のうなどで遮へいすることにより管理していますが、長期的には竜巻など自然災害の心配もあるため、国が責任をもって県内1カ所に処理施設等を設置し、安全に処理を行います。まずは、候補地で詳細調査を実施したいと考えており、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

一時保管の状況

処理施設

監視ポイント

放射線計測

モニタリングポスト

より安全な施設で処理し、管理を徹底します。

指定廃棄物の埋立中は、廃棄物を埋立てる際にその上を土層で覆うなど、敷地境界での放射線量が年間1ミリシーベルトを下回るようにします。また、埋立終了後には、処理施設の土壌をコンクリート製構造物で覆い、さらにその上を土層で覆い、万が一にも影響することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

栃木県内で処理する廃棄物は原子力施設で発生する使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います！

栃木県内で処理する廃棄物は、東日本震災の事故、廃した放射性物質が日常生活で排出されたごみの焼却灰や排水などに付着したものです。原子力発電から発生した使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います。

Q & A

Q1 指定廃棄物の一時保管による周辺環境への影響はないですか？

A1 指定廃棄物は、丈夫な袋（フレキシブルコンテナなど）に密封し、放射線計測機で放射線量を測定し、年間放射線量が1ミリシーベルトを下回るように保管されています。さらに、空間放射線量も測定し、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

Q2 処理施設からの放射線による健康影響はないですか？

A2 埋立中は、廃棄物を埋立てる際にその上を土層で覆うなど敷地境界での放射線量が年間1ミリシーベルトを下回るようにします。また、埋立終了後には、処理施設の土壌をコンクリート製構造物で覆い、さらにその上を土層で覆い、万が一にも影響することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

放射線物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日除く)

4) モニタリング情報の公表

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。

2. 今後の進め方について

これまで以上に、集中的に連載企画・シリーズ化した広報活動を行うことにより、地元の方々や広く国民の皆様のご関心に沿った情報発信を行うことにより、幅広くご理解が得られるように取り組む。

1) 新聞を通じた理解の促進

栃木県においては、これまでも一時保管の現状と課題、処理施設の必要性等について、計 11 回新聞広報によりお知らせを行ってきた。

今後、これまで以上に、指定廃棄物に係る取組みについて、県民の関心に沿った情報発信を行い、指定廃棄物の安全な処理について皆様の理解が得られるよう、努める予定。

2) テレビを通じた理解の促進

新聞広報に加え、新たな広報施策として、テレビ広報番組を作成することを検討している。

具体的には、放射線や指定廃棄物の処理について不安を感じている方々に対し、放射線の基礎知識、指定廃棄物の基礎知識等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送することを検討中。

3) ホームページにおけるコンテンツの充実

指定廃棄物の詳細調査候補地の選定に使用した各種データの拡充を行うなど、さらに栃木県民の理解を促進するようなコンテンツの充実などを行っていく。